

事務連絡
令和元年5月29日

一般社団法人日本医療法人協会 会長
加納 繁照 殿

国土交通省 住宅局 建築指導課



建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準
の改訂について

日頃より、建築行政の推進にご理解ご協力賜りありがとうございます。

本年1月21日に、建築士法第25条の規定に基づく建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（平成31年国土交通省告示第98号）を公布・施行いたしました。

改訂前の基準が制定された平成21年からの約10年の間に、建築士事務所の業務環境が大きく変化したことなどを背景に、平成29年3月に建築設計関係団体から国土交通大臣宛に実態に即した業務報酬基準へに見直すよう要望がなされ、中央建築士審査会の了承を得て改正作業を開始し、改訂に至ったものです。

業務報酬の適正化を通じ、建築士による建築物の質の向上が図れるよう、貴団体におかれましては告示の内容をご承知おきいただくとともに、貴団体所属の関係事業者及び団体等に周知して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。